

令和5年度 社会福祉法人指導監査結果の概要

1 一般監査の実施状況（監査実施周期：原則、3年に1回（※））

※新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の法人は4年に1回の周期で実施

県所管法人数 (R5.4.1時点)	実施法人数	実施状況		
		文書指摘あり	口頭指摘のみ	指摘なし
109 (106)	38 (39)	14 (22)	21 (14)	3 (3)

※（ ）は令和4年度の状況

- ・ 文書指摘：法令又は通知等の違反が認められ、改善措置をとるべき旨を文書により指導したもの
- ・ 口頭指摘：法令又は通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微であるもの又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれるもの

2 指摘事項の概要

指摘事項の内容	指摘法人数	
	R5	R4
I 法人運営		
1 定款		
(1) 定款の内容が不十分	1	2
(2) 定款の変更手続の不備	1	1
2 内部管理体制		
(1) 特定社会福祉法人における内部管理体制の未整備	0	0
3 評議員		
(1) 評議員の選任・解任手続の不備	3	0
(2) 評議員の人数、選任要件の不備	4	6
4 評議員会		
(1) 評議員会の招集手続の不備	4	12
(2) 評議員会の決議の不備	1	3
(3) 評議員会の記録の不備	4	6
(4) 決算手続の不備	3	0
5 役員（理事・監事）		
(1) 役員を選任・解任手続の不備	11	11
(2) 役員の人数、選任要件の不備	8	8
(3) 理事長・業務執行理事の選定の不備	0	0
(4) 監事の職務実施状況が不十分	0	3
6 理事会		
(1) 理事会の招集手続の不備	5	8
(2) 理事会の決議の不備	12	14
(3) 理事への権限委任の不備	2	1

指摘事項の内容		指摘法人数	
		R5	R4
	(4) 理事長・業務執行理事による業務報告の未実施	0	1
	(5) 理事会の記録の不備	3	1 1
7 会計監査人			
	(1) 会計監査人の設置・選任手続の不備	0	0
	(2) 会計監査報告の不備	0	0
8 評議員、役員及び会計監査人の報酬			
	(1) 報酬等の額が法令に定めるところにより定められていない	5	3
	(2) 報酬等支給基準の整備手続の不備、内容が不十分	5	2
	(3) 報酬等の不適切な支給	5	2
II 事業			
1 事業一般			
	(1) 定款上の事業と実際に実施する事業が不一致	1	9
2 社会福祉事業			
	(1) 社会福祉事業の実施状況が不適切	2	3
	(2) 社会福祉事業を行うために必要な資産が不十分	1	0
3 公益事業			
	(1) 公益事業の内容が不適切	0	0
4 収益事業			
	(1) 収益事業の内容が不適切	0	0
III 管理			
1 人事管理			
	(1) 職員の任免等人事管理が不適切	0	0
2 資産管理			
	(1) 基本財産の管理運用が不適切	0	1
	(2) 基本財産以外の管理運用が不適切	0	0
	(3) 株式等の保有が不適切	0	0
	(4) 不動産の借用手続が不適切	4	1
3 会計管理			
	(1) 経理規程の不備、経理規程に基づく事務が不適切	2 8	2 8
	(2) 予算執行・資金管理等に係る体制の不備	1 7	9
	(3) 会計処理が不適切	1 1	1 1
	(4) 会計帳簿の整理が不十分	1	4
	(5) 計算書類等の未整備、内容の不備	2 1	1 5
4 その他			
	(1) 関係者に対する特別の利益の供与	1	0
	(2) 社会福祉充実計画の未実施	0	0
	(3) 法令に定める情報の公表の未実施	1	1
	(4) 変更登記の遅延・不備	8	1 5
	(5) 入札契約の取扱い、印鑑の管理が不適切	3	0

3 主な文書指摘事例

指摘事項	改善の状況
【Ⅰ 法人運営】	
理事が評議員・選任解任委員会の委員に選任されていた。	新たな評議員・選任解任委員会の委員を選任し、理事会の承認を得た。
特別の利害関係を有する理事が理事会の決議に加わっていた。	今後は当該決議について利益相反取引に該当するかどうか事前に確認を行う。
理事全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がないにもかかわらず、理事会の決議があったものとみなされていた。	理事会の決議の省略に係る同意について、理事全員の同意を確認する。また、決議の省略により理事会を実施するのはやむを得ない場合のみとする。
理事が自己または第三者のために社会福祉法人と取引をしようとする際に、理事会の承認を得ていなかった。	理事会において議案追認を行うとともに、利益相反取引については、理事会の決議事項とする旨を規程に追記した。
役員の報酬について、総額が評議員会において決議されていなかった。	役員の報酬上限を定め、評議員会において承認を得た。
【Ⅲ 管理】	
収納した現金に係る現金出納簿が作成されておらず、日々の残高確認が行われていなかった。	入金日時、金額等の記入欄を設けた現金出納簿を新たに作成し、会計責任者へ残高を報告することとした。
印鑑と通帳について、単独の者が取り扱える状態となっていた。	管理体制の見直しを図り、印鑑及び通帳の保管責任者を区別し、別の場所で保管することとした。
予算を超過した経費の執行が認められた。	毎月予算及び実績額の検証を行うよう改めた。

4 その他指摘事例

【Ⅰ 法人運営】

(定款)

- ・ 評議員会において定款変更に係る決議を行っていたが、所轄庁への認可申請が行われていなかった。

(評議員)

- ・ 評議員及び役員の選任に当たり、欠格事由、特殊関係者及び反社会的勢力の者の有無について確認が行われていなかった。
- ・ 評議員の選任に当たり、評議員選任・解任委員会の決議が行われていなかった。
- ・ 評議員のうちに監事と三親等以内の親族に該当する者が含まれていた。

(評議員会)

- ・ 評議員会において役員を選任する議案を決議する際に、一括して選任決議が行われていた。
- ・ 前年度から当該年度までの間における評議員会を全て欠席している評議員が認められた。
- ・ 評議員会の招集に当たり理事会の決議が行われていなかった。
- ・ 定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告、監査報告並びに財産目録を提供していなかった。
- ・ 評議員会の議事録が主たる事務所に備え置かれていなかった。

(役員(理事・監事))

- ・ 前年度から当該年度までの間における理事会を連続欠席している理事又は監事が認められた。
- ・ 監事を選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任する監事の過半数の同意を得たことが明らかになっていなかった。

(理事会)

- ・ 理事会の招集通知を省略することについて、全ての理事及び監事の同意を得ていなかった。
- ・ 理事長が専決できる金額の範囲を超える契約について、理事会の決議を受けていなかった。
- ・ 評議員会に議案を提案するに当たり、必要な理事会の決議が行われていなかった。
- ・ 理事会の決議の省略に係る手続について、監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がないまま、決議があったものとみなされていた。

(評議員、役員及び会計監査人の報酬)

- ・ 役員の具体的な報酬月額が評議員会又は理事会において決議されていなかった。
- ・ 定款や報酬支給基準に定められた報酬額が支給されていなかった。

【Ⅱ 事業】

(事業一般)

- ・ 廃止した事業が定款に記載されていた。

(社会福祉事業)

- ・ 使途制限のある資金(介護報酬等)を他の社会福祉事業又は公益事業へ繰替使用(貸付)しているが、年度内に補填されていなかった。

【Ⅲ 管理】

(資産管理)

- ・ 社会福祉事業を行うために直接必要な物件について、賃借権の登記が行われていなかった。

(会計管理)

◇経理規程の不備、経理規程に基づく事務が不適切

- ・ 会計伝票の作成及び会計責任者の承認が適切に行われていなかった。
- ・ 固定資産の処分について、事前に理事長の承認を得ていなかった。
- ・ 寄附金品の受入について、寄附申込書による手続が適正に行われていなかった。
- ・ 月次試算表の作成及び理事長への報告が適切に行われていなかった。

- ・ 契約書の作成が必要な契約について、契約書が作成されていなかった。
- ・ 棚卸資産に係る受払帳の作成及び実地棚卸が行われていなかった。

◇予算執行・資金管理等に係る体制の不備

- ・ 金融機関との取引に使用する印鑑と通帳又はインターネットバンキングに用いる入力パスワードと送信パスワードについて、単独の者が管理していた。

◇会計処理が不適切

- ・ 誤った勘定科目で会計処理が行われていた。
- ・ サービス区分の設定が適切に行われていなかった。
- ・ 内部取引の相殺消去が行われていなかった。
- ・ 役員に対する費用弁償について、「旅費交通費（支出）」として処理すべきところ「役員報酬（支出）」において計上していた。
- ・ 賞与引当金が適切に算定されていなかった。
- ・ 国庫補助金等により取得した固定資産について、国庫補助金等特別積立金の積立てが行われていなかった、
- ・ 固定資産の減価償却及び国庫補助金等特別積立金の取崩が適切に行われていなかった。
- ・ 前年度に開催された評議員会及び理事会に係る出席報酬を、当該年度の費用として計上していた。

◇計算書類等の未整備、内容の不備

- ・ 計算書類や計算書類の附属明細書が適切に作成されていなかった。

(その他)

- ・ 組合等登記令に定める期限内に変更登記（目的及び事業の変更、理事長の就任等）が行われていなかった。
- ・ 従たる事務所に係る登記が行われていなかった。
- ・ 随意契約とすることができる理由が明らかにされないまま、1社からの見積もりにより契約が行われていた。
- ・ 名誉会長等に対し報酬を支給するに当たり、具体的な職務従事の実態が明らかとなっていなかった。